大泉　淳一　一般社団法人選挙制度実務研究会会長（令和５年１１月２１日）

１　選挙制度

選挙は民主的統治の重要な要素であり、さまざまな代表制や選挙区制、投票方法を通じて、国民が代表者を選出し、国民の意思を政治に反映させることである。

〇代表制

代表制には、主に多数代表制と比例代表制がある。

多数代表制	多数派の意見をより重視し、選挙区で最も多くの票を獲得した候補者が議席を獲得。民意は集約するが、少数意見は反映されにくい。
比例代表制	政党が獲得した票の割合に基づき議席を割り当てる方法であり、より国民の多様な意見が反映されやすいが、議会や政権の安定性が損なわれる可能性もある。

〇選挙区制

選挙区制には、選挙区ごとに１人の代表者を選出する小選挙区制と複数の代表者を選出する大選挙区制（かつて衆議院議員選挙に採用されていた中選挙区制も含まれる）に分類される。都道府県議会議員選挙については選挙区ごとに定数を定めることになっており、小選挙区と大選挙区が混在している。

〇投票方法

投票方法には、個人名投票と名簿式投票がある。都道府県議会議員選挙では個人名投票の単記制を採用している。

個人名投票	１人に投票する単記制と複数人を選ぶ連記制があり、また、連記制は定数と同じ人数を選ぶ「完全連記制」と定数を下回る人数を選ぶ「制限連記制」に分類される。
名簿式投票	比例代表制で採用され、政党が候補者の当選順位を決め政党の獲得議席数に応じてその順位により当選者が決まる「拘束名簿式」と、候補者名簿はあるが当選順位は決めず、各政党の当選議席数の中で各候補者個人としての得票数が多い順に当選人を決める「非拘束名簿式」がある。

また、投票用紙への記入方法には自書式と記号式がある。自書式は投票用紙が小さくて済むが採用している国は稀であり、我が国では識字率の高さから自書式が採用されていると昔から説明されている。

２　投票参加

〇投票率と選挙の関心度

衆議院議員総選挙の投票率の推移を見ると、平成１７（２００５）年の「郵政解散」や平成２１（２００９）年の「民主党への政権交代」の際に投票率が高い。争点が明確になっていたり、選挙が拮抗しているような情勢では、投票率が高くなると考えられる。

〇義務投票制

我が国では自由意思による投票が重視されており、学説的にも権利説が強まっているため、義務投票制の導入は難しいと考えられる。

〇主権者教育の推進

中長期的に投票率を向上させるためには主権者教育が必要である。「１８歳選挙権」を契機に主権者教育の重要性が認識され、学校での出前授業や大学の若者啓発グループによる活動などが行われている。しかし、現実の政治・政策を取りあげた授業は少ない。現職議員が学校に出向き、現実の政治や地域課題について議論する機会を設けることは、こどもたちの政治への関心を高める有効な手段となる。

○投票環境の向上

短期的に投票率を向上させるためには投票環境の向上が必要である。

投票所の減少傾向が続く中、期日前投票所の増設や時間の弾力化、共通投票所制度の創設など様々な取り組みが行われてきた。最近では、交通手段の確保が難しい有権者の投票機会の確保を図る観点から、移動期日前投票所の取組事例も見られる。

我が国の選挙でインターネット投票を導入するためには、安定稼働対策やコストなどの課題のほか、投票立会人がいない中での投票を広く認めることの検討が必要であると指摘されている。

3　候補者の側の課題

○女性の政治参加

平成３０（２０１８）年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、女性の政治参加を促進する取組が進められている。なお、候補者の一定割合を女性にするクオータ制に対しては、法の下の平等など憲法上の課題が指摘され様々な意見がある。

○立候補しやすい環境の整備

立候補の住所告示の緩和や、子供を伴っての選挙運動に関するガイドライン策定、選挙立候補者の保育所等の利用を認定する通知などが行われている。

○地方議会議員に係る多様な人材の確保

総務省「地方議会・議員に関する研究会報告書」は、比例代表制の導入や被選挙権年齢の引き下げなどの提案をしている。

○立候補者情報へのアクセス手段の充実

インターネットの活用が効果的であり、特に定数が多い選挙区では民間団体が実施している「ボート・マッチ」が有効である。選挙管理委員会が情報を発信する場合には公正・公平性の担保が必要である。

選挙　制度論と投票参加

1 選挙制度について

2 投票参加について

3 候補者の側について

令和５年１１月２１日
一般社団法人選挙制度実務研究会会長
大泉　淳一

0

１　選　挙　制　度　に　つ　い　て

選挙の基本的要素

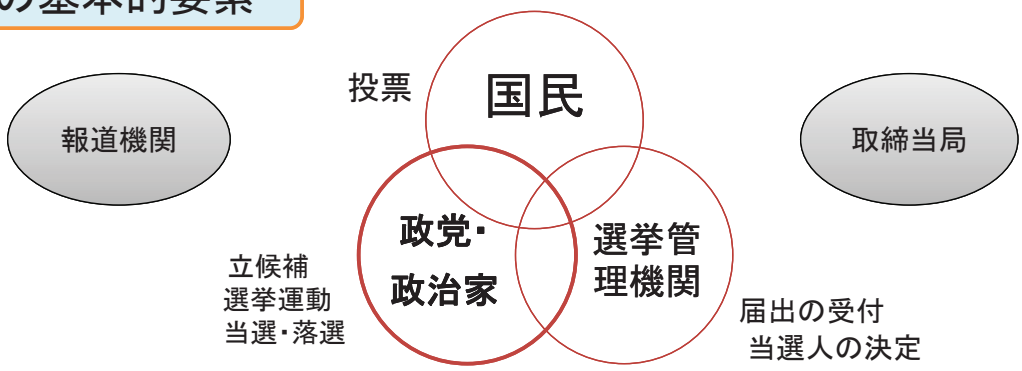

国民・住民の意思をどのように政治に反映させるのか？
→　選挙制度の議論

どのような代表を選ぶのか
　代表制【 多数代表制・比例代表制・（少数代表制）】
　選挙区制【 小選挙区　・（中選挙区）・ 大選挙区 】
　投票方法【　単記　・　連記　／　自書式・記号式】

11

多数代表制と比例代表制

○多数代表制（小選挙区制、大選挙区完全連記制）　多数得票者に議席を与えるもの

「民主政治は多数決の政治。選挙区の多数派の代表を議会に送るべき」　【　民意の集約　】

単純多数制　投票数の相対多数を得た候補が当選　英米加などの小選挙区制

絶対多数制　〃　絶対多数　〃　仏の小選挙区2回投票制

○比例代表制　得票に応じて議席を比例配分するもの

「世論を鏡のように反映する議会を目指す」【　民意の反映　】

拘束名簿式、非拘束名簿式、自由名簿式等様々な方式あり。 独、伊その他多くの欧州諸国など「票の移譲」がある。

※　少数代表制、累積投票制

選　挙　区　制

○　定数が1　→　小選挙区制　　○　定数が複数　→　大選挙区制　比例代表制、連記制などで採用

※以前衆議院議員選挙に採用されていた「**中選挙区制**」は大選挙区制の一種。定数は、原則3～5人。

投　票　方　法

○　個人名投票　単記制（1名のみ）

連記式（複数名）　完全連記（定数と同数を記載）**と制限連記**（定数の一部を記載）

○　名簿式投票　比例代表制で採用

2

現行衆議院議員選挙制度

○小選挙区比例代表並立制（平成6年導入）

「民意の集約」と「民意の反映」の両面に配慮した制度。

ただし、小選挙区、比例代表に配分される定数の多寡により、異なった効果が生じ得る。

「選挙制度及び政治資金制度の改革についての答申」（平成2年4月26日第八次選挙制度審議会）から抜粋

小選挙区制には、政権の選択についての国民の意思が明確なかたちで示される、政権交代の可能性が高い、政権が安定するなどの特性があるが、その反面、少数意見が選挙に反映されにくいという問題がある。

一方、**比例代表制**には、多様な民意をそのまま選挙に反映し、少数勢力も議席を確保しうるという特性があるが、その反面、小党分立となり連立政権となる可能性が大きいため、政権が不安定になりやすいなどの問題がある。

現在の我が国内外の情勢の中で、時代の変化に即応する政治が行われるためには、民意の正確な反映と同時に、民意の集約、政治における意思決定と責任の帰属の明確化が必要である。また、活力ある健全な議会制民主政治のためには、政権交代により政治に緊張感が保たれることが必要である。このような要請を満たすうえで、小選挙区制と比例代表制とを比較するとき、小選挙区制がこれらの要請によりよく適合するものと認められる。

しかしながら、小選挙区制、比例代表制それぞれのみでは、先に述べたような問題もあるので、小選挙区制と比例代表制を組み合わせる方式によることが適当であると考えられる。

組合せ方式としては、いわゆる並立制と併用制があるが、並立制は、政権の選択についての民意を明確なかたちで示し、政権交代による緊張をもたらすという小選挙区制の特性に、少数勢力も議席を確保しうるという比例代表制の特性を加味しようとするものである。

・・・

本審議会としては、民意の集約、政治における意思決定と責任の帰属の明確化及び政権交代の可能性を重視すべきであること、少数意見の国政への反映にも配慮する必要があること、制度としてできるだけわかりやすいものが望ましいことなどを考慮して、小選挙区比例代表並立制をとることが適当であると考える。

3

我が国におけるその他の選挙制度

○選挙は、選挙を行う区域全域又はそれを細分化した選挙区を単位として行う。（制度発足当時）

衆議院議員選挙　中選挙区　→　小選挙区と比例代表

参議院議員選挙　全国区と都道府県　→　比例代表と都道府県（一部合区）

都道府県議会議員選挙　郡市の区域　→　市の区域、市と隣接する町村の区域を合わせた区域等

市町村の選挙　市町村の単位（選挙区を設けることは可能）

○投票は、候補者の個人名を単記投票し、得票数の多い候補者から定数の順位までの候補者を当選人とする。

○個人への投票であり、票の移譲はない。

制度面からみてどうなっているか？

○参議院選挙区選挙・都道府県議会議員選挙

１人区（多数代表）と大選挙区の混在、１人区の増加と複数人区の定数増加　→　何代表制？

○市町村の選挙

中核市・特別区など定数過多の選挙の存在　→　有権者の負担増大

一方で、なり手不足の問題が発生

○リコール制度の存在　→　国会議員は「全国民の代表」

都道府県議会議員は選挙区の代表なのか？

4

着　眼　点

○何の代表を選ぶのか。

○二元代表制の下での議会、議員の役割は何か。

○現場の意見はどのようなものか。

○多様性の要請にどう応えるか。

（参考）地方議会・議員に関する研究会報告書（平成２９年７月）

○都道府県議会議員の選挙については比例代表選挙の導入について検討

一方、比例代表選挙の導入を原則としつつ、都道府県議会議員の選挙においても特に地域代表性に配慮する必要があると考える場合には、比例代表選挙と選挙区選挙の並立制、比例代表選挙と選挙区選挙の併用制、比例代表選挙において、地域別名簿による投票を採用

○市区町村議会の選挙については、選択制とし、(1)比例代表選挙を導入する案（中規模から大規模団体に親和的）(2)制限連記制を導入しつつ、必要に応じて選挙区設置を進める案（小規模から中規模団体に親和的）(3)投票方法について単記非移譲式（現行制度）を維持しつつ、選挙区設置を進める案（小規模団体における代替案）

5

2　投票参加について

投票率

統一地方選挙における投票率の推移

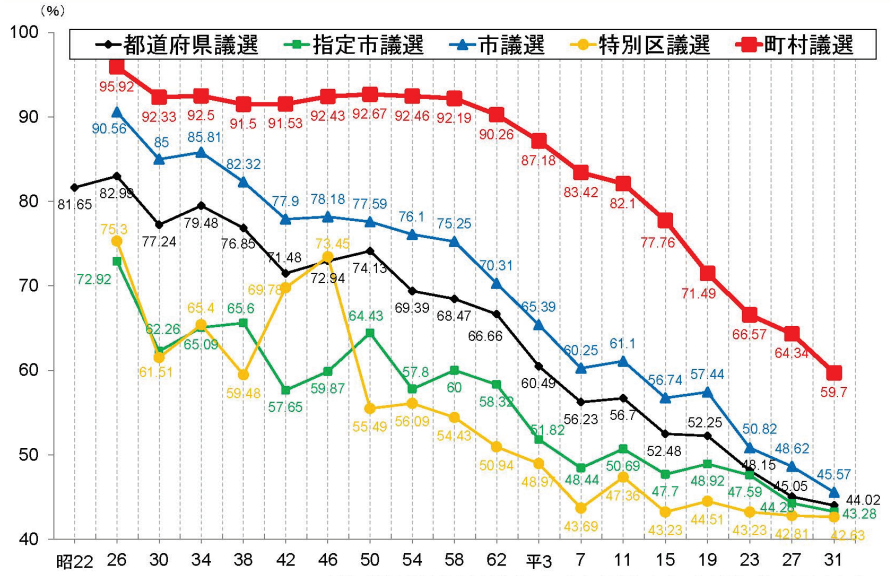

出所：総務省「地方選挙結果調」等を基に作成。（本調査は、統一地方選挙の際に実施したもの）
注：昭和22年の市区町村議選の内訳は調査していない。

【投票率に関する総務省の公式見解】　（令和2年9月総務省地方議会・議員のあり方に関する研究会 報告書より）

投票率につきましては、当日の天候でありますとか、あるいは選挙の争点など、さまざまな事情が総合的に影響するものと考えられるために、一概には申し上げにくいところではございます。（第198回国会平成31年4月23日衆議院総務委員会　石田真敏総務大臣）

6

政治的関心と投票率

（公財）明るい選挙推進協会資料より

選挙の関心度と投票率の例

図1－1　選挙関心度の推移

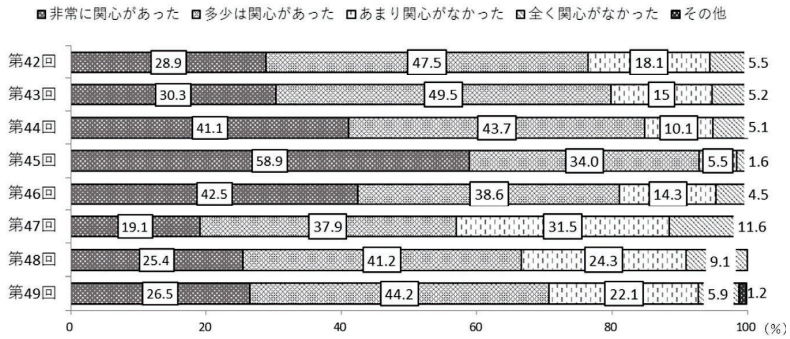

投票理由（第44回総選挙）

図5－1　投票理由（複数回答）

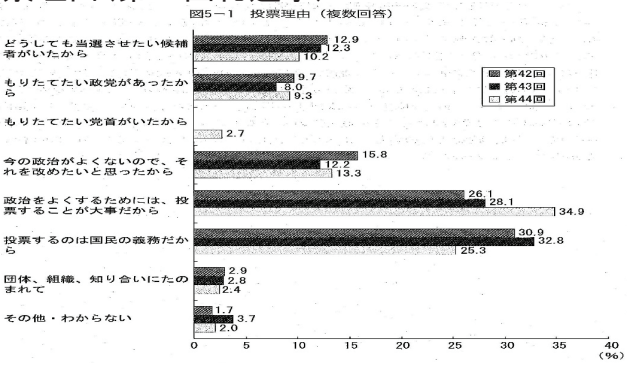

衆議院議員総選挙

第42回	H12. 6. 25	62. 49%
第43回	H15. 11. 9	59. 86%
第44回	H17. 9. 11	67. 51%（郵政解散）
第45回	H21. 8. 30	69. 28%（政権交代）
第46回	H24. 12. 16	59. 32%
第47回	H26. 12. 14	52. 66%
第48回	H29. 10. 22	53. 68%
第49回	R3. 10. 31	55. 93%

7

義　務　投　票　制

○　選挙の投票については、従来から、何事にも左右されず、自由意思により投票すべきであるとの考え方が強い。

○　また、投票については、権利であるとともに義務でもあるという両面説が有力であったが、権利説も強まっている。

主な義務投票制採用国

国立国会図書館資料を基に文科省作成資料

国名	根拠法	投票義務違反に対する制裁等
アルゼンチン	憲法及び国政選挙法典	・18～70歳までの有権者に対して罰金及び選挙後3年間の公職就任・公務員への任用禁止 ・義務免除の規定あり
イタリア	憲法及び選挙法	・罰則なし
ウルグアイ	憲法	・罰金等
エクアドル	憲法及び選挙法 （18歳以上の者の義務投票。16歳以上18歳未満の者、65歳以上の者、国外在住者、軍人、警察官、及び障害者等は投票は任意）	・罰金 ・健康の理由等で投票できない者等には罰金を科されない
エルサルバドル	憲法及び選挙法	・罰則なし
オーストラリア	連邦選挙法	・罰金 ・義務免除の規定あり
ギリシャ	憲法	・1ヶ月以上1年以下の禁錮等 ・70歳を超える者、国外在住者等には適用されない
グアテマラ	憲法及び選挙法	・罰則なし
コスタリカ	憲法	・罰則なし
シンガポール	国会選挙法	・氏名を選挙人名簿から抹消 ・正当かつ十分な理由があると認められた場合及び罰金を支払った場合は再登録
ドミニカ共和国	憲法	・罰則なし
ナウル	選挙法	・罰金
パナマ	憲法及び選挙法典	・罰則なし
パラグアイ	憲法及び選挙法	・罰則不明 ・75歳を超える者は義務免除
ブラジル	憲法及び選挙法典 （18歳以上70歳以下の国民に義務）	・罰金 ・罰金を支払わなかった者は、公職に就くこと等ができない
ペルー	憲法及び選挙法 （70歳以下の国民の義務）	・罰金
ベルギー	憲法及び選挙法典	・罰金 ・15年間に4回以上棄権した場合は、10年間選挙人名簿から抹消され、かつ、官公庁からの任命、昇任、表彰を受けることができない ・正当な理由がある場合は制裁免除
ボリビア	憲法及び選挙法	・罰金 ・罰金を支払わなかった者は投票日から90日間、公務員として働くこと、銀行取引及びパスポートの発行を受けることができない
ポルトガル	憲法	・罰則不明
ホンジュラス	憲法及び選挙法	・罰則なし
メキシコ	憲法及び連邦選挙法	・罰則なし
リヒテンシュタイン	国民権利法	・罰則なし
ルクセンブルク	選挙法 （投票日に選挙人登録された自治体に居住していない者及び75歳以上の者を除く）	・正当な理由無く棄権した者には罰金

8

投　票　率　ア　ッ　プ　に　向　け　て

○　主権者教育による民主主義への参加意識の醸成
○　投票しやすい環境づくり

主　権　者　教　育

18歳選挙権の導入を契機に、特に若い世代に対し、主権者教育を実施

平成28年7月の参議院議員通常選挙では、全体の投票率54.70%のところ、18歳51.28%、19歳42.30%となった。全体の投票率を下回ったものの、20歳代の投票率（35.60%）を上回る結果となった。
令和元年7月の参議院議員通常選挙では、18歳34.68%、19歳28.05%に低下した。

○選挙管理委員会による出前授業実施状況

（総務省資料より）

各学種における出前授業の実施学校数及び受講生数

●全体的に実施学校数、受講生共に前年度より増加している。特に小学校や高校で大きく増加した。

	小学校		中学校		高校		大学・短大		専修学校		特別支援学校		計	
	学校数	受講生数	学校数	受講生数	学校数	受講生数	学校数	受講生数	学校数	受講生数	学校数	受講生数	学校数	受講生数
H28	618校	42,492人	350校	68,358人	1,888校	539,801人	124校	23,260人	64校	7,638人	253校	10,623人	3,297校	692,172人
H29	650校	44,924人	307校	50,643人	1,517校	393,504人	95校	15,991人	32校	3,803人	263校	10,746人	2,864校	519,611人
H30	687校	47,792人	362校	61,697人	1,528校	379,028人	107校	13,753人	43校	2,803人	295校	13,667人	3,022校	518,740人
R元	708校	48,717人	306校	53,315人	1,248校	286,597人	89校	13,718人	28校	2,159人	311校	13,510人	2,690校	418,016人
R2	448校	28,017人	205校	26,767人	898校	182,262人	45校	4,474人	17校	662人	218校	8,593人	1,831校	250,775人
R3	698校	45,861人	192校	26,071人	889校	171,866人	68校	6,514人	29校	3,683人	229校	9,068人	2,105校	263,063人
R4	839校	55,644人	279校	40,918人	1,058校	197,974人	71校	6,703人	41校	3,580人	283校	10,625人	2,571校	315,444人

9

議会が主体となる主権者教育の例

（総務省資料より）

高知県　〔若者と議員の座談会〕

[R５.５.1時点]

［参考］Ｒ４参議院選挙区選挙　投票率：47.36%

背景

○若年層の投票率が低い傾向にあり、若者が「政治・選挙」に対してどのように感じ、考えているかを話し合う機会を設けるために、県内大学の学生発案で開始。

事業の概要〈開始年度：H23～〉

○議員と高校生・大学生・社会人が集まり、「政治・選挙」について話し合いを実施。
（若者・議員・明推協等全て合わせ、40名～60名程度が参加）
○議員からは、参加費として実費相当額500円を徴収（若者は無料）。
○冒頭に事務局から注意事項や話題（例）を提示し、その後は各グループでフリートーク
○グループは、議員１～２名と若者３～４名の合計4～５名の少人数で構成。

工夫・注意点

○若者が政治・選挙をより身近に感じてもらえるよう、議題をあえて設定せず、ざっくばらんに話し合う形態で実施。
○若者が気軽に参加でき、会話できるようお茶やお菓子を提供。
○学校行事のない日に開催できるよう、教育委員会と事前に調整。
○チラシ（別添）を作成し、県内学校・関係機関に送付し、出前授業を実施した学校には、加えて担当教員に個別に依頼。

[▼ 集合写真]

[▼ 話し合い風景]

事業の効果・今後の展開

○座談会後に実施しているアンケート調査では、ほとんどが政治への関心が増したと回答。
○若者だけでなく、議員にとっても若者と交流できる貴重な機会となっており、例年20名程度の議員が参加している。
○これまでは、議題を指定せず、フリートークを行ってきたが、若者がより政治に興味・関心を持つために、１つのテーマを指定して話し合うことを検討している。

高知県選挙管理委員会　TEL：088-823-9314

山形県金山町　〔模擬議会等を通した主権者教育の推進〕

[R５.５.1時点]

［参考］Ｒ４参議院選挙区選挙　投票率：75.57%

背景

○高校生に「町政」や「町づくり」といったものをより身近に感じてもらい「参政権」を持つことの意味を考える契機として、模擬議会等の開催を学校へ提案。

事業の概要〈開始年度：H27～隔年開催　R3実績：1校（約30名）で開催〉

○出前講座の開催
・選管職員が講師となり、選挙の仕組みの説明や若者の投票率低下の現状を解説
・参政権を有する意義や1票の大切さを考えてもらう機会として、高校２年生を対象に実際の選挙の流れに沿った投票体験を実施。
・受付係、名簿対照係、投票用紙交付係などの投票事務やその後の開票事務まで、投票から開票まで生徒が行い、選挙の一連の流れを体験。

○模擬議会の開催
・全学年のうち数名の生徒を募り、生徒たちが議長、議員を務め、模擬議会を開催し、生徒からの提案や質問に対して町長以下町幹部が答弁を実施。
・質問内容は事前に生徒が新聞や役場からの聞き取りで情報収集を行い作成。
・通学支援事業等、実際に高校生からの提案を受けて町の政策へ反映となった例もある。

[▼投票・開票事務体験の様子]

[▼模擬議会の様子]

工夫・注意点

○投票体験では実際に選挙で使用している記載台や投票箱等を使用。
○事業実施後はアンケート調査を行い、その結果を踏まえ、次回の啓発活動や投票率アップへ向けた施策を検討。

[▲出前講座の様子]

事業の効果・今後の展開

○高校生が政策づくりを行う上で、町の政策についても学んだことで、町を理解することに繋がった。
○事業実施後の参院選において、１８歳の投票率が７０%を超えるなど投票に対する意識が高まった。
○出前講座や選挙啓発を地道に継続し、若者の関心のきっかけに繋げていく。

金山町選挙管理委員会　TEL：0233-29-5600

10

主権者教育の推進に関する有識者会議とりまとめ（概要）

考えられる方向性

○ 継続的に投票参加する主権者の育成

・これからは、「子供から大人まで」、「身近な問題から社会問題まで」、年代や環境に応じた題材を扱い、「考える力、判断する力、行動していく力」を醸成する多様な取組が求められる。

○ 発達段階に応じた取組の方向性

（1）高校入学以前の子供段階
・子供：地域での親子向けイベント、小学校の授業参観にあわせた出前授業、家族揃っての投票、デザート投票
・小学生高学年や中学生：地域課題を題材とした取組、児童会・生徒会選挙

（2）高校生段階
・公民科目以外での教育、政治事象を題材としたディベート、実際の選挙を題材とした模擬選挙、新聞記事やニュースの活用、特別支援学校の工夫を凝らした取組

（3）高校卒業後の有権者
・大学の主権者教育、期日前投票所の大学設置、大学生による出前授業、住民票異動の理解、不在者投票制度の認知度向上、地域における主権者教育の場の提供

○ 計画的・組織横断的な取組の方向性

・地域の機関が協力し、年代に応じた題材と選挙の時期を踏まえた、長期的計画を策定。その際、プランナー等も必要
・具体的には、参院選・地方選挙を念頭に、選挙のない時期は、議論する学習、選挙に近い時期には、模擬選挙等を行う
・地方公共団体の議員や職員、税務署、弁護士等と連携した取組の実施

○ 国及び地方公共団体による取組の方向性

・国：講師名簿の作成、アドバイザー派遣の仕組み構築、計画策定の先進的取組の支援
・地方公共団体：出前授業での部局横断的・広域的・組織横断的な取組

・主権者教育と公選法の関係、政治的中立性を確保した上での主権者教育の取組、主権者に対する情報発信のあり方に関しては、政党や政治家等も含め幅広く検討することも必要との意見があった。

11

投票しやすい環境づくり

【伝統的な考え方】
選挙の公正確保の重視
選挙無効となる要素の排除　→　しかし投票率の低下傾向は顕著
⇓
投票参加がしやすい制度、体制づくりへ

平成9年6月　投票環境向上研究会　中間とりまとめ
同年12月　　公職選挙法等の改正
不在者投票の事由の緩和、手続の簡素化、時間の延長、手続の合理化
投票時間の２時間延長
選挙人名簿の登録回数の増加　等

平成15年　　期日前投票の導入の公職選挙法改正

平成26年～　投票環境向上研究会
第１期　中間報告（平成27年3月）　報告（平成28年9月）
期日前投票所の時間の弾力化、共通投票所の導入　等
第２期　報告(高齢者の投票環境の向上について)　（平成29年6月）
第３期　報告（平成30年8月）
投票しにくい状況の選挙人利便性向上(インターネット投票を含む)
管理執行の合理化

12

投票環境向上研究会の報告の制度化

中間報告（平成27年3月）
- ○ 期日前投票の環境改善（投票時間の弾力化等）　→平成28年4月法律第24号
- ○ 選挙人名簿制度の見直し
  - ・ 選挙人名簿の内容確認手段の閲覧への一本化　→平成28年12月法律第94号
  - ・ 選挙人名簿の登録制度の見直し（表示登録）　→平成28年2月法律第8号
- ○ 都道府県選挙の選挙権（同一都道府県内移転時の取扱いの改善）→平成28年12月法律第94号
- ○ 不在者投票の投票用紙等のオンライン請求　→平成28年12月総務省令第102号
- ○ 選挙人名簿対照のオンライン化と投票区外投票（共通投票所）　→平成28年4月法律第24号
- ○ 最高裁裁判官国民審査の期日前投票期間等の見直し　→平成28年12月法律第94号

報告（平成28年9月）
- ○ 在外選挙人名簿登録の利便性向上（出国時登録）　→平成28年12月法律第94号
- ○ 選挙人名簿の閲覧制度　→通知により対応
- ○ ＩＣＴを活用した将来の投票環境の向上

報告（平成29年6月）
- ○ 要介護３以上の有権者への郵便投票

報告（平成30年8月）
- ○ 不在者投票の利便性の向上（投票所での投票用紙交付）
- ○ 障害者等の投票環境の向上　→通知により対応
- ○ 在外投票の利便性向上（インターネット投票）　→実証実験等の実施
- ○ 洋上投票の利便性向上
- ○ 選挙人名簿対象のおける無線通信のセキュリティー確保　→通知により対応
- ○ 電子投票の改善　→令和2年3月電子投票システムの技術的条件の改正
- ○ 期日前投票所の混雑緩和対策　→通知により対応
- ○ 離島等における開票　→令和元年4月法律第1号
- ○ 選挙公報の取扱いの改善　→令和元年4月法律第1号

13

投票所の減少と投票時間の短縮

・投票所は、ピーク時に比べ約7000か所の減
・前回衆議院選挙で投票所閉鎖時刻を繰り上げた投票所は、37%

対応

期日前投票所増設・時間延長
共通投票所制度創設
立会人等の要件緩和
時間短縮には減額　　等

衆議院議員選挙における投票所数の推移

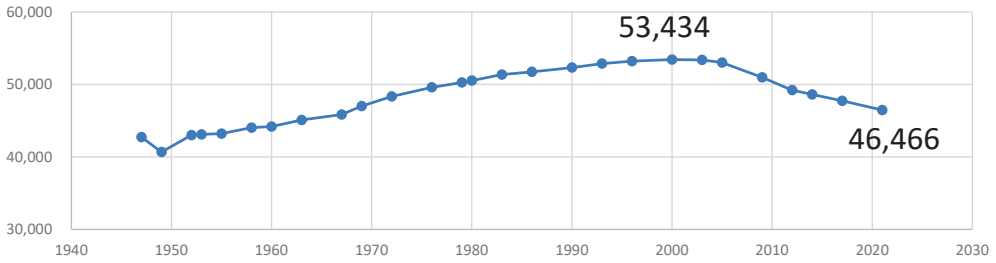

投票所閉鎖時刻を繰り上げた投票所の割合

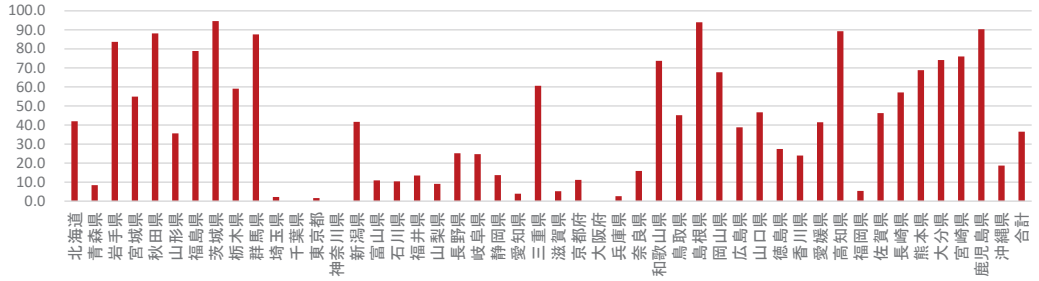

14

令和３年衆議院議員総選挙

期日前投票所数　5,940 投票所　（うちショッピングセンター 312）

共通投票所　11道県の18市町村　　68投票所

移動期日前投票所の例

島根県浜田市における移動期日前投票所の取組

（概要）投票所統合の代替案として、旧投票所など10ヶ所で、日時を限定し、ワゴン車による移動期日前投票所を開設している。

○実施日時・実施場所

・畑集会所	令和3年10月28日（木）	9:30～10:30
・山貿集会所	令和3年10月28日（木）	11:00～11:30
・小角集会所	令和3年10月28日（木）	13:00～ 14:00
・横谷集会所	令和3年10月28日（木）	14:30～ 15:30
・程原上集会所	令和3年10月28日（木）	16:00～ 16:30
・黒沢集会所	令和3年10月29日（金）	9:30～ 10:30
・的野集会所	令和3年10月29日（金）	11:00～ 12:00
・田野原上集会所	令和3年10月29日（金）	13:30～ 14:00
・熊の山集会所	令和3年10月29日（金）	14:30～ 15:00

○選挙人の投票環境に配慮した取組

投票所を統廃合する代替策として、距離が遠くなり交通手段の確保が難しい選挙人の投票機会の確保を図る。

○投票者数（令和3年衆院選）

68名
（対象地域における有権者数：107人）

静岡県熱海市における移動期日前投票所の取組

高齢者の投票機会拡充と投票率の向上を目的に、市内山間地域に所在する2か所の団地においてノンステップバスを利用し、令和元年の参議院議員選挙から試験的に移動期日前投票を実施している。

○実施日時・実施場所

・県営七尾団地　令和3年10月30日（土）　10:00～12:00
・市営中野団地　令和3年10月30日（土）　14:00～16:00

○選挙人の投票環境に配慮した取組

ノンステップバス利用、テント設営等による混雑時待合スペースの確保

○投票者数（令和3年衆院選）

・県営七尾団地　76名（対象地域を含む投票区の名簿登録者数　975人）
・市営中野団地　37名（　　〃　　1,835人）

15

インターネット投票

在外選挙インターネット投票について

在外選挙インターネット投票に係る提言　投票環境向上方策等に関する研究会報告 平成３０年８月１０日公表

○在外選挙インターネット投票については、インターネット投票技術検討ワーキンググループを開催し、技術面、セキュリティ面、実務的な対応可能性などについて、専門的な検討を実施。
○具体的には、在外選挙インターネット投票システムのモデルを検討した上で、実現に向けて技術面・運用面の課題と対応方策を検討・整理した。

１．在外選挙インターネット投票の流れ　（※イメージ図：次ページ）

（事前登録段階）
・選挙人の申出に応じて、市町村の選挙管理委員会は在外選挙人名簿サブシステムにインターネット投票を行う選挙人を登録。

（投票段階）
・選挙人が公的個人認証を用い投票サブシステムへログインし、本人確認及び名簿対照の後、選挙人に対して候補者情報が表示される。
・選挙人は候補者を選択したうえで、その内容を選挙管理委員会用公開鍵で暗号化し、更に公的個人認証の秘密鍵で電子署名を付して投票（投票データの送付）。投票データを受け取った投票サブシステムは、電子署名の有効性を即時に確認し、当該電子署名を削除後、市町村ごとに投票データを保存。

（開票・集計段階）
・市町村の選挙管理委員会は、開票・集計サブシステムにアクセスし、選挙管理委員会用秘密鍵で復号し、集計された投票データを入手。投票用紙で投票された他の投票とあわせて集計。

２．インターネット投票の実現に向けた方向性

○　主な課題等に対する対応方策を講じることにより、在外選挙インターネット投票の実現に向けた技術面・運用面の大きな課題・ハードルはクリアできる。　（※主な課題とその対応方策はＰ４～Ｐ５のとおり）
○　その上で、セキュリティ要件などシステムの実装段階に向けて詳細な検討が必要な課題もあり、今後、これらの課題に対しては、その時点の最新の技術や知見を踏まえて適切に対応。
○　実務上の習熟・課題の検証、インターネット投票に関する理解などを着実に進めることが必要。
○　国内におけるインターネット投票については、技術的には在外選挙インターネット投票の延長線上にあるが、システム規模や安定稼働対策、コストなどの課題のほか、投票立会人不在の中での投票を広く認めることの議論も克服する必要。

16

在外選挙インターネット投票システムモデル（イメージ図）

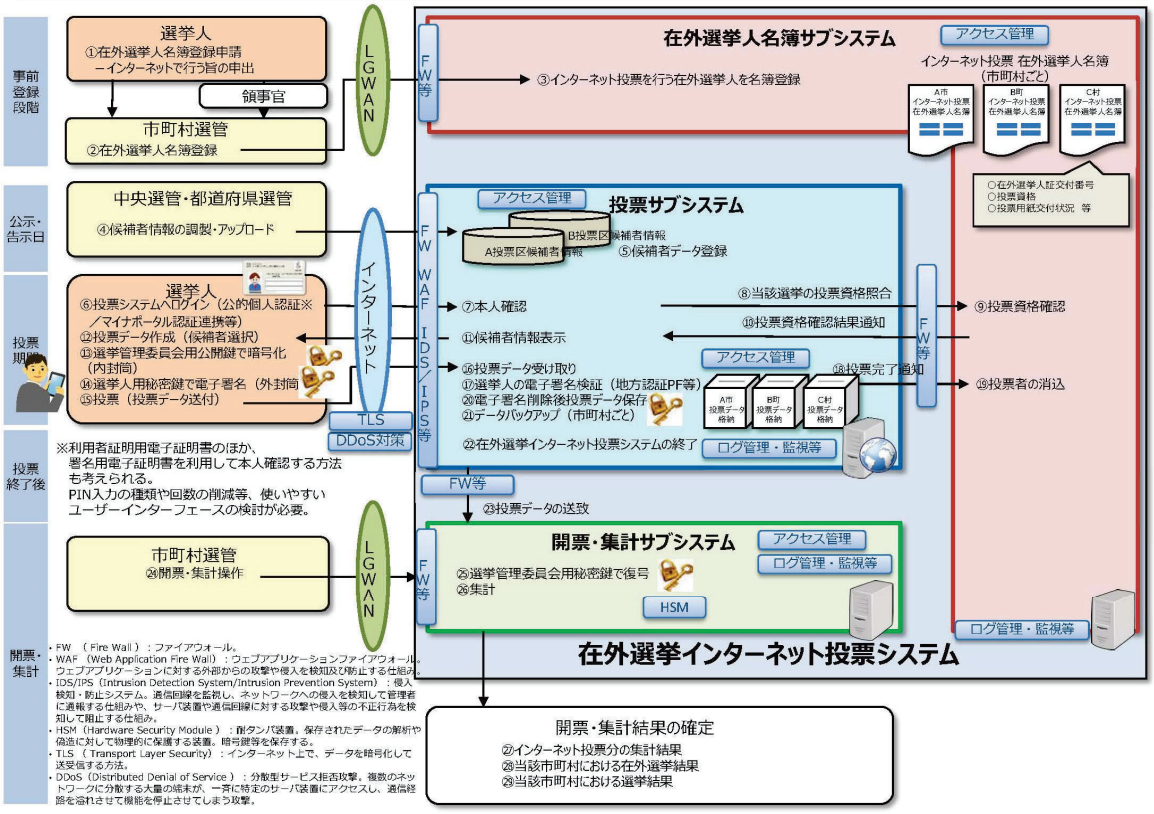

投票環境の向上方策等に関する研究会　報告より

17

３　候　補　者　の　側　に　つ　い　て

女　性　の　政　治　参　加

平成30年　政治分野における男女共同参画の推進に関する法律制定
・基本原則として、男女の候補者の数ができる限り均等となるよう目指すこととされ、政党は男女の候補者数の目標設定に努めるものとされた。
令和２年　第５次男女共同参画基本計画を閣議決定
・衆議院議員選挙、参議院議員選挙、統一地方選挙の候補者に占める女性の割合を2025年までに35%とする目標
令和３年　政治分野における男女共同参画の推進に関する法律改正
・国及び地方公共団体は、セクハラ・マタハラ等への対応をはじめとする、環境整備等の施策を強化することとされた。

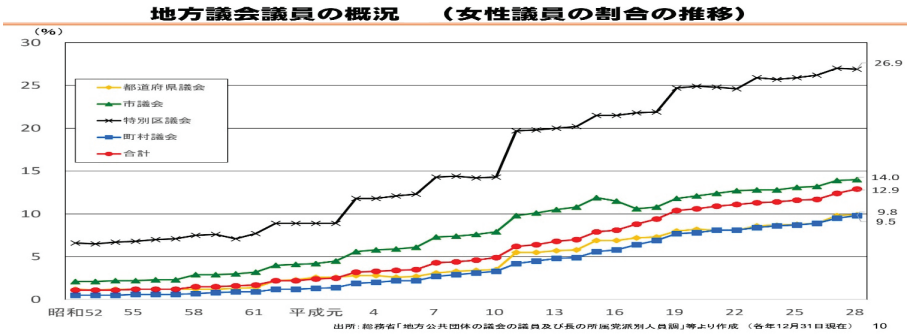

総務省　地方議会･議員に関する研究会報告書より

立候補しやすい環境づくり（最近の動き）

○総務省は「候補者の立候補の届出があった旨の告示事項等について」の通知を発出し、立候補に係る告示内容を緩和した。（令和2年）
○総務省は「候補者が自身のこどもを伴って行う活動について　（年齢満18年未満の者の選挙運動の禁止）」の通知を発出した。（今年）
○厚労省は「政治活動又は選挙運動を行う際の保育所等の利用等について」を発出した。（今年）

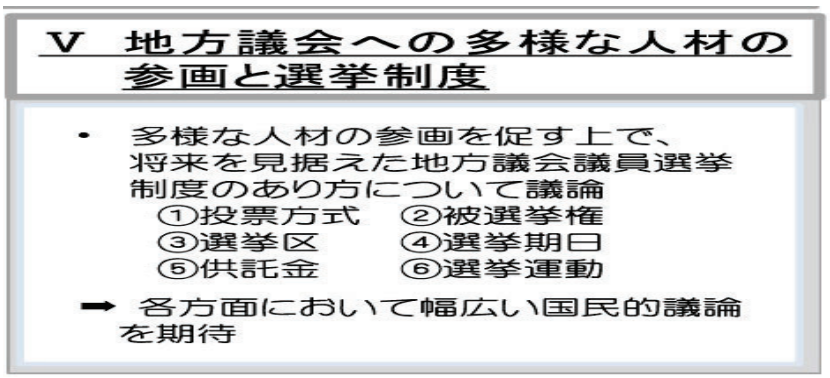

総務省　地方議会･議員に関する研究会報告書概要より

議　員　の　な　り　手　不　足

令和4年12月の地方自治法改正（兼業禁止の緩和）
　一会計年度の取引額の合計が300万円以内であれば、兼業禁止規定に抵触しないこととなった。

Ⅳ 議員のなり手不足の要因と対応

（※）議員の職務等、議員報酬のあり方、請負禁止の緩和、立候補環境の整備については、第32次地方制度調査会において更に検討が行われ、当面の対応について答申

(1) 議会の権能の強化等
・三議長会から以下について提言
- ✓ 議長への招集権の付与
- ✓ 議決事件の対象拡大
- ✓ 予算修正権の拡大
- ✓ 事務局体制の強化
- ✓ 議会図書室の有効活用

など

➡ 議会の位置付け等（※）とともに引き続き検討

(2) 立候補環境（※）
① 定数 ➡ 住民の理解が前提
② 立候補に伴う休暇保障
➡ 事業者の負担等に留意して検討

(3) 時間的な要因
① 柔軟な議会運営の工夫
➡ 夜間・休日議会、通年会期の活用等
② 欠席事由の整備（Ⅲ.2③再掲）

(4) 経済的な要因（※）
① 議員報酬 ➡ 住民の理解が前提
② 厚生年金への地方議会議員の加入
➡ 各方面において十分な議論を期待

(5) 身分に関する規定（※）
① 兼業・請負の禁止
➡ 範囲の明確化、規制の緩和を検討
② 兼職の禁止 ➡ 引き続き検討

総務省　地方議会・議員に関する研究会報告書概要より

20

ご清聴ありがとうございました。

21